

商品概要説明書

投資信託セット型定期貯金（スーパー定期貯金＜単利型＞）

（令和7年4月1日現在）

商品名	・投資信託セット型定期貯金＜単利型＞
ご利用いただける方	・個人の方で、対象の投資信託（当組合指定のJAバンクセレクトファンド。ファンドラップサービスを含む）を当組合の窓口にて新たに購入された方。 ※すでに当組合にて投資信託を購入・保有されている方がほかの銘柄を購入する場合・同一銘柄を追加購入する場合も対象となります。 ※「JAの投信つみたてサービス」（つみたて投資枠、エントリー分散投資での買付けを含む）を利用した定期定額購入は対象外となります。 ※原則として、定期貯金と投資信託の申込みは同時とします。 ※JAバンクアプリを利用した投資信託購入（非対面による購入）は対象外とします。
期間	・定型方式 3か月 ・自動継続（元金継続または元利金継続） ※自動継続後は、「スーパー定期貯金＜単利型＞」としてお預かりします。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・1件につき20万円以上1,000万円未満 （投資信託購入金額が上限。購入金額には申込手数料を含む。） ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金3か月ものの店頭表示金利に年2.0%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ※自動継続後は、原則として自動継続時のスーパー定期貯金3か月ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。（自動継続後は、年2.0%の上乗せは適用しません。） ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともにお支払いします。*中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
投資信託に関する留意事項	・投資信託は預貯金・共済契約とは異なり、元本の保証はありません。投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。一部の投資信託には信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算

	<p>方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。</p> <p>【購入時】 購入時手数料がかかるファンドがあります。</p> <p>【運用期間中】 運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。</p> <p>【換金時】 信託財産留保額がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。</p> <p>【新潟市農業協同組合 登録金融機関 関東財務局長(登金)第592号】</p>
<p>ファンドラップサービスのお取引にあたってのリスク等</p>	<p>〈リスクに関する事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本サービスは、投資一任契約により投資一任業者がお客さまに代わって運用を行います。これらの運用成果はすべてお客さまに帰属します。 ・本サービスにおける運用は、株式・公社債・不動産投資信託等の有価証券等(いずれも外貨建てのものを含まず)を最終投資先とする投資信託にて行います。 ・投資信託の価額は、株式相場・金利水準・為替相場・不動産相場・商品相場等の変動、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産や財務状況または信用状況の悪化等の影響に伴い変動します。したがって、運用成果によっては損失を被り、投資元本を割込むおそれがあります。 ・投資信託の主なリスクには、「価格変動リスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「流動性リスク」「カントリー・リスク」等があります。 ・本サービスでは、減額(一部解約)等の契約変更および契約の終了(解約)に際して、お申込みを受け付けることができない期間または条件等の制約が設けられています。そのため、お申込みいただけるようになるまでに投資信託の価額が下落することがあります。 <p>〈留意事項〉</p> <p>本サービスにかかる投資一任契約の締結にあたっては、あらかじめ「投資一任契約の契約締結前交付書面(JAバンク資産運用サービス)」「JAバンク資産運用サービス 投資一任約款」「JAバンク資産運用サービス(愛称:まかせるぞう)サービス内容説明書」をお渡ししますので、内容をよくご確認、ご理解いただき、お客さまご自身でご判断ください。本サービスにかかる投資一任契約の締結に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。また、元本保証なく、預金保険・貯金保険・投資者保護基金の対象ではございません。当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成しておりますが、正確性、完全性を保証するものではありません。当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。</p> <p>〈本サービスにかかる費用〉</p> <p>本サービスには、投資顧問料として、運用資産時価評価額に対して最大1.32%(年率・税込)がかかります。</p> <p>また、投資対象とする投資信託について、各投資信託の約款の定めにしたがい、運用管理費用(信託報酬)や信託事務の諸費用(監査費用を含む)など、間接的にお客さまがご負担する費用が発生します。運用管理費用は、各投資信託の純資産総額に対して上限0.22%(年率・税込)となります。信託事務の諸費用(監査費用を含む)は、「国内株式インデックス・オープン(ラップ向け)」、「国内債券インデックス・オープン(ラップ向け)」、「国内リートインデックス・オープン(ラップ向け)」、「ヘッジ付先進国株式インデックス・オープン(ラップ向け)」、「先進国債券インデックス・オープン<為替ヘッジあり>(ラップ向け)」および「先進国リートインデックス・オープン<為替ヘッジあり>(ラップ向け)」については各投資信託の純資産総額に対して上限0.11%(年率・税込)、その他の投資信託については運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。</p> <p>別途、各投資信託が投資対象とする有価証券にかかる売買委託手数料や外国での保管費用等の費用が発生しますが、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。詳細は各投資信託の目論見書等でご確認ください。</p> <p>【新潟市農業協同組合 登録金融機関 関東財務局長(登金)第592号】</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部(電話:025-270-2260)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関</p>

	<p>を利用できます。上記当組合金融共済部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱期間は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までとなります。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更、または、取扱いを中止させていただくことがあります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A新潟市